

2024年12月10日

各位

会社名 株式会社 きょくとう
代表者 代表取締役会長兼社長 牧平 年廣
(コード:2300 スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 丸林 凡和
電話 092-503-0050

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2023年5月31日付「過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出(過年度決算の訂正)に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

本日、下記の報告書に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1,500万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせする予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

(1)有価証券報告書

事業年度 第42期(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

事業年度 第43期(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(2)四半期報告書

第43期第3四半期(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

第44期第3四半期(自 2022年9月1日 至 2022年11月30日)

2. 今後の見通し

損益への影響につきましては、金融庁から正式な通知を受領後、改めてお知らせいたします。

以上